

会 議 録

会議の名称	第7期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和3年9月8日（水） 午後5時から午後7時まで
開催場所	萌え木ホール A会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員（会長）、吉岡 博之委員（副会長）、石塚 勝敏委員、 加藤 了教委員、山本 善万委員、畑 佐枝子委員、小幡 美穂委員、 立石 静子委員、丸山 智史委員、木下 一美委員、宮井 敏晴委員 〈WEBによる参加〉 佐藤 宮子委員、田中 麻子委員、赤濱 高之委員、高野 美子委員、 佐々木 宣子委員、三笠 俊彦委員、佐々木 由佳委員、橋本 伸子委員</p> <p>（事務局） 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第7期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第7期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年8月17日から9月12日まで緊急事態宣言が延長されました。

現在も緊急事態宣言中であるため、会議を開催する場合は、Web会議での実施、会議終了時間への配慮、傍聴の中止・制限など、市の会議体が感染源とならないための配慮を必ず行うこととされています。

以上のことを踏まえたうえで、会長とも相談をし、Web会議で会議を開催し、Webの環境がない方は来庁も可とすることにしました。Web会議の機能を使わせていただきながら会議を行いますので、聞き取りづらい又は、つながりづらい現象等がおこる可能性はございますが、その都度、善処いたしますので、どうぞご協力をお願いいたします。

(会長)

定刻を過ぎましたので自立支援協議会全体会を始めます。
まず事務局より、出席状況をお願いします。

(事務局)

欠席のご連絡を頂いているのは、保健所の橋本委員、永末委員です。

また、小幡委員から遅刻の連絡をいただいております

Webで参加されているのは、田中委員、赤濱委員、高野委員、佐々木 宣子委員、佐々木 由佳委員、橋本委員、佐藤委員、三笠委員です。

<配布資料の確認>

本日、机上に配布しておりますのが、

資料1 各部会の部会活動報告

資料2 (小幡委員・佐藤委員資料) 障害者週間イベント報告用資料

資料3 令和2年度スペシャルイベント進行表

資料4 ヘルプカードの内容確認に寄せられた意見

資料5 小金井市条例一般向け・子ども用ハンドブック修正案【高次脳機能障害】

資料6 小金井市条例子ども用ハンドブック修正案【医療的ケア児】

資料7 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価について

資料 8 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

資料 9 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例

資料 10 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 11 保健福祉総合計画等について
会議用の資料は以上です。

その他に情報共有のための参考資料としても配布しています。

参考資料 1 第 3 回ワーキンググループ議事録（報告用とりまとめ結果・追記後）

参考資料 2 障害者差別解消条例の改正に係る委員からの意見について
資料は以上です。

不足しているものがございましたら、ご連絡ください。

次第 2 議題

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

昨年度から継続の課題でありました、にも包括、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と地域生活支援拠点等事業に関することを中心的に話し合っております。にも包括に関しては、小金井市において、精神保健福祉連絡協議会を新たに立ち上げまして、そこで色々と協議をしていくことを逐次報告していただいております。地域生活支援拠点等につきましては、相談支援事業者向けにアンケートを作成、配布をして、集計をして、内容を今後事務局の方から報告されることとなっております。また、小金井市差別解消条例の見直しについても進捗状況を報告しました。

(2) 生涯発達支援部会

次に生涯発達支援部会です。この間、3回にわたって連携とかネットワークということ課題を設定してきました。第3回は委員さんのご子息の経験をベースにして、中学から高校、あるいは就労までの連携についてお話をいただきました。委員さんが分かりやすくまとめてくださっているので、詳細はご覧いただければと思いますが、学校生活支援シートというものが特別支援学校では使われているけれども、これをどう実質的に広めて、親御さんの負担みたいなものを軽減していくのか。それから高校から就労に至る部分については、

福祉だけではなく、外部の様々なプロフェッショナルの力をいただくということで、小金井市の様々な社会資源とどうつながるのかということが課題ではないかということ、就労については生活支援とのセットということが重要になるだろうということになります。最終的には、生涯発達支援部会においても個別のケース会議という意味ではなくて、具体的な事例をベースにしながらネットワークの課題、様々な課題を洗い出していこうということになりました。

(3) 社会参加・就労支援部会

社会参加・就労支援部会では、6、7、8月と3回の会議を行っています。一つは前年度からの継続事項について確認を行なってきたところです。市内の就労支援に関する事業所の案内に類するようなものの作成物の話がありましたが、そういったものの必要性は認めつつ、提言にとどめて、部会の中で成果物の作成を目標とするのではないというところでの一定の確認を行なったところです。それでは何をするのかというところで、皆さんから現場でどのようなことが起きているのか、お話をいただきながら進めていくといった流れです。そういった中で、加瀬先生から情報提供いただいたゆるスポを2回目ですが取り上げさせていただきました。そこから見えてくる障がいのある人もない人もともに参加する社会作りについて学ばせていただいたということです。その場でもゆるスポそのものを小金井市ですぐに実現するとかそういったことは簡単ではないかもしれませんが、そういった考え方、実践に向けた取り組みを多くの人に知ってもらう必要があるのではないかとということで共有を行ったということです。3回目は、2回目の話題の中で商工会さんのほうから情報提供いただいた東小金井駅のノノワの貸スペースについて、情報共有を行いました。商工会さんのほうに障害者の団体、事業所が加盟されていることもあって、そういったところの活用についてお話が出ていたところです。ノノワという立地条件のいいところで、色々な情報発信や、実際に、そこで就労に近いところの体験や活用方法があるのではないかと。現在、使用料をとっていても、今後もしかして下げられるかもしれないということで、今後の活用方法に期待が持てるというふうに考えています。様々な情報を共有していく中で様々な社会参加・就労支援について考えていくという状況です。

(会長)

はい、ありがとうございました。部会からの報告は以上になります。ご質問等あればお願いします。

<質問なし>

2 障害者週間スペシャルイベントについて

(会長)

それでは、議題2、「障害者週間スペシャルイベントについて」です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、資料3をご覧ください。

障害者週間イベントの令和2年度の進行表となっています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による新しい生活様式となり、宮地楽器ホール小ホールも定員制限され、150名は入れたところが、スタッフを含む50名までの定員となってしまいました。そのため、映画上映イベントを午前、午後の2部入れ替え制で行い、自立支援協議会の活動内容についての報告も午前、午後と同じ内容で2回行いました。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りながらの開催となります。

今年度につきましては、自立支援協議会から障害者週間実行委員として出席いただいている、小幡委員、佐藤委員から資料2のように企画案をいただいたところです。

(会長)

企画案なので、お諮りして「案」を取りたいと思います。委員から補足ありましたらお願いします。

(委員)

内々で講師候補の方に打診したところ、完全なる講演会形式では不安が残る、障がいを抱えているので、当日、万が一、体調に不安があるので、急遽だめになった時の不安があるということで、まだ決めかねているという情報があったので、その辺の内容・手法の変更があつて構わないかどうかということをご確認していただけたらと思います。

(委員)

前回、自立支援協議会から報告の後、講師による講話ということで考えていました。講話の形を対話という形、一人でしゃべるのではなくて誰かと話をするという形式のほうが、いろんなお話ができて良いと。小金井市のことを知っていた

だくという意味でも対談形式のほうがいいのではないかと思うのですが、それでいいかどうかということ。もう一つは今話してもらったようなことで、会場に来られないようなら自宅から、それも難しい場合があるかもしれませんが、またZoomに参加してもらって話してもらっても回線が途切れたりとか、色々問題が考えられる。前もって対談している様子を録画してそれを放映するという形であれば、ご本人の体調の良い時に行っていけば、そんなに心配せずに進行できるだろうというような案を考えております。本当は、当日来ていただいて、会場の雰囲気味わいながらお話いただくのがいいですけど、合理的な配慮ということで考えていければなと思います。委員の皆さんのご意見をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の柱としては、対談形式でいいかどうか、誰が対談を応答するのかという人選の問題も出てきます。もう一つは事前に対談をしておいて当日それを放映する。そうすると質疑応答がなくなる。この2点になろうかと思えます。

まず一点目、対談形式についていいかどうかということで意見をお願いします。内容については不安がありますか。先に委員さんのほうでお話いただいたほうがいいかもしれません。

(委員)

対談というよりはむしろ、自立支援協議会の中からインタビュアーみたいな形で出ていただいて、最初のインタビュー的なところは短く、それに対して、今までの地域で自立した生活を送ってきた中で感じたことはどんなことがありますかなど聞いていただいて、10分くらい話していただく。次にインタビュアーが合理的配慮ということが言われていますが、それについてはどのように考えていますか、という程度のインタビューにさせていただいて、メインは須釜さんのお話が多くなるような形のもので、対談というよりはインタビューに答えていただく形を考えております。

(委員)

そういうことでいいと思います。事前に質問したいことを委員の皆さんに伺っておいて、自立支援協議会の中で、インタビュアーを決めていく形になるかと思えます。

(会長)

整理すると対談というよりもあまり形式的でないインタビュー方式にすると

ということですね。どういう質問項目にするかについて、実行委員会委員の方から原案を作っていただいでみんなで検討すると。これについては講師予定の方にはまだお話されていないですか。

(委員)

まだです。この案でいいかどうか、自立支援協議会で了承を得てから交渉という形になります。

(会長)

わかりました。それでは、講師の方の体調も考慮して、質問形式にして録画をして当日流すと。質疑応答に関してはその場ではもらえないが、アンケートに記入してもらうなど、具体的にどうするかは改めてもう少し詳細なところをつめるということで、これを原案としてお認めいただくということによろしいですか。

(委員)

資料のその他のところでその講師の方がNoだった場合は他の講師ということですか。

(委員)

その他のところは念のために載せさせていただいたのですが、あくまでその講師の方をお願いしたいと考えている。もし、万が一だめだったら、再アタックするしかないです。

(会長)

バックアッププランをいくつか考えているということでご理解いただけたらと思います。その他に意見がありますか。では、「案」をとっていただいで進めていくということによろしいでしょうか。途中で何かありましたら、何らかの形で皆さんに共有できればと思います。どうもありがとうございます。

3 ヘルプカードの内容確認について

(事務局)

次に、資料4をご覧ください。現在、平成25年度より市で作成しているヘルプカードの在庫不足により、来年度新たに予算措置を行い発注することを考えており、内容の見直しを行っています。

先日、6月9日に開催した専門部会におきまして、ヘルプカードの内容確認

については、障害者団体にも意見を聞いた方が良いとのご意見をいただきましたので、22団体へアンケートを行い、15団体28人の方から回答をいただきました。また、教育委員会の丸山委員から特別支援学校へも聞き取りを行っていただき、修正意見をいただきました。今回、いただいた意見をまとめましたので、確認をしていただければと思います。

資料4は、変更意見がある箇所のみお出ししました。

まず、資料4の1枚目のヘルプカード貼り付けシールにつきましては、「支援内容の文言をあらかじめ記載してほしい。」という意見がいくつかあり、記載例の案文もいただきましたので、⑤の自由記述シールを1枚減らし、記載例を増やしました。また、一番下の真ん中⑧にある耳マークに説明を付け、左下⑦に説明付きの手話マーク、筆談マークを加えました。3つのマークを付けることによって、選択肢を選べるようにしました。

次に、資料4の2枚目についてはヘルプカード周知に係るチラシの外面になりますが、右側のヘルプカード、ヘルプ手帳の表面にある「あなたの支援が必要です。」を「あなたの支援に感謝します。」に変更してほしいというご意見が1団体からありました。東京都のヘルプカードの標準様式では、「あなたの支援が必要です。」となっており、今、すぐに支援が必要な時に使用するカードであることも考慮し、今後も現在の「あなたの支援が必要です。」を継続して使用したいと考えております。

また、資料4の2枚目の真ん中に赤字で記載させていただいたところですが、「災害のとき」の記載に、「障害者（児）・家族防災のパンフレットにもヘルプカードについてのアドバイスが記載されています。」という文言を入れました。これは、自立支援協議会で作成した障害者（児）・家族防災のパンフレットにヘルプカードの使用方法が記載されており、ヘルプカードを使用する障がいのある方にアドバイスした方が良いという意見があったことから、付け加えました。

また、形状につきましては、カードと手帳のサイズを大きくしてほしい、ホルダーではなくA4サイズのビニールバックにしてほしいという意見がある一方、小さい方が携帯しやすいため良いという意見もあったため、このままにしたいと思います。

「現状の内容のままでよい」というご意見が多かったですが、支援される人より支援する人に理解してもらう必要があり、周知をもっとすべきではないかとの意見もありました。

委員の皆様にご確認をいただいた後、形式につきましては、同じもので令和4年度の予算措置依頼をする予定です。チラシとシールの記載内容につきましては、いただいたご意見を反映させるか現在の内容にするかについて、来月10

月13日の各専門部会でお聞きしたいです。

(会長)

はい、ありがとうございます。確認ですが、今日この全体会で確定ということではなく、内容を共有して次回の専門部会までに論点を整理するということですね。それと令和4年度の予算に反映ということですが、そのための本当の締め切りというか、次回の専門部会でもうそれが最後なのか、もうちょっとその次まで時間があるのか、そこをおしえていただけますか。

(事務局)

はい。例年の予算の締め切りが10月になっておりますので次回の専門部会で締め切りとさせていただきます。予算にからむ部分としては、現状のサイズ、同じ形で作るということで予算を出すことが10月で締め切りですが、細かい仕様の内容については、契約をして発注するまでにとということなので、今年度中に協議できればと思います。

(会長)

つまり先ほどの小さい今の同じ形式なのか大きいホルダー形式にするのかということが10月13日の専門部会で決めますが、内容については、今日出していたのが変更案ということですが、これに追加することも10月の専門部会もそうですが、その後も年度内、もう少し時間があるという理解でよろしいですかね。そういう前提で、今日の全体会でご意見いただければと思います。

(委員)

予算措置をするとのことですが、予算はどれくらいの額になるのでしょうか。

(事務局)

前回作ったのが、平成28年というところで、その時の予算の内容を今、持ち合わせていないので、後日お答えしたいと思います。

(会長)

数的に必要十分なものができるということが重要かと思います。今足りなくなっていますよね。足りなくならないようにね。ただ、税金なので余らないように。事務局でしっかりやっていただければと思います。

それでは、今の時点ではよろしいですか。それぞれの立場でいろんな意見があるかと思いますが、次回の部会のときにあわせてそれを寄せていただくと

ということですね。

4 小金井市差別解消条例ハンドブックの内容確認について (事務局)

次に、資料5をご覧ください。

失語症の方を支援している市民の方から、小金井市地域自立支援協議会で作成していただいた小金井市差別解消条例ハンドブックにつきまして、高次脳機能障害の部分に「失語症」を加えることによる変更の提案がありました。文言が医学的に適正かどうかについても言語聴覚士に確認していただき、高次脳機能障害者小金井友の会（いちごえ会）の増村代表にも確認をしていただいております。一般向けハンドブック、子ども用ハンドブックそれぞれにつきまして、修正案をいただいておりますが、一般向けについては、条例改正後、改めて作成するので、今回は子ども用のみの修正となります。

続きまして、資料6をご覧ください。

資料5の提案をいただいたことに伴い、子ども用ハンドブック「医療的ケア児の理解」についての説明の文言を事務局で精査しました。修正案につきましては、子ども用ハンドブックの初版作成時に協力していただいた大学の先生に、確認をお願いしました。

来年度のハンドブック作成にあたり、委員の皆様を確認をしていただければと思います。

(会長)

整理をしたいと思いますが、一般向けハンドブックについては差別解消条例の改正を待って修正する、子ども向けについては先にやるということでしょうか。

(事務局)

ちょっとその辺について補足をさせていただきます。実は子ども向けのパンフレットにつきましては、小学校5年生の方に授業で使っているということで、毎年表紙の絵を差し替える形で作成しているという経過があります。一方で大人向けのハンドブックについては初版時に一定数作っていて、まだ配布しきれていないというのが1点と、条例の本文が記載されているので、そこがここで改正してしまうといずれにしても変わってしまうと、一定数作るということを想定していますので、数年かけて配布することを想定して作っているものなので、このタイミングで作ってしまうよりも条例改正を踏まえて改めて改正後の本文を載せたものをつくった方がいいのではないかということで、今

回大人のほうは見送るという考え方です。

(会長)

なぜ私がこのことにこだわっているかという、差別解消条例の方の見直しをやっている、障害の定義のところ色々議論になりまして、当事者団体の方にも確認させていただきながら、高次脳機能障害を加えるということでワーキンググループのほうでも原案としています。これは子ども向けだとしても「高次脳機能障害・失語症」と書いてあります。そうすると条例で障害の定義が「高次脳機能障害」でいくとすると、最も正しく伝えなければいけない子どもたちに「高次脳機能障害・失語症」になるということに若干いかななものかと思うところがある。それでちょっとこだわったのですが。

(事務局)

今の会長のご意見を踏まえて再提案ですが、そういった内容であれば高次脳機能障害・失語症が今、併記されている、同等のレベルで書かれてしまっていますが、一方で失語症については、特に理解がいただけないので紹介したいというような団体の思いもございます。両方を踏まえた上で、タイトルとしては「高次脳機能障害」とした上でその一例として「失語症」を紹介するような書きぶりできないかというように、改めて検討したいと思えますけどいかがでしょうか。

(会長)

私としても、子ども向けのものできて、来年4月に配布ですよ。そのときに条例の改正が確定して、そちらの方の定義を見るとずれているというよりは、条例のほうとあわせて高次脳機能障害として、その中で説明を合わせて行えたほうがいいのではないのでしょうか。

オンラインで参加されている委員の皆様もどうでしょうか。

(委員)

子ども向けだと、失語症というよりは、緘黙の部分のほうが現実的に接する可能性が高いような気もしますが、失語症と緘黙症との医療的な区別がちょっとわからないのですが、どうなのでしょう。

高次脳機能障害のタイトルの中に失語症を入れるのは、私も違うなと思います。文面の中で失語症のことを触れるのであれば、緘黙的なことはどこに入ることかを疑問に思いました。

(会長)

ありがとうございます。

おそらく委員がおっしゃっているのは、子どもの場合、失語症というよりも緘黙のほうが多いのではないか、ということだと思うのですが、ここは高次脳機能障害の説明として失語症という症状が出てくるということだと思いますが、いかがですか。

(委員)

それであれば良いかと思えます。緘黙は別枠だということであれば、それで良いかと思えます。

(会長)

別枠で緘黙を入れるというよりも、高次脳機能障害のひとつの症状の現れ方として失語症が出てくるという説明のことなので、別なところに緘黙を入れるかどうかというのは、次元が違う話になると思う。

(委員)

失語症の扱いが、今、会長がおっしゃったような形で扱うのであれば、それではかまわないと思えます。

(会長)

ありがとうございます。事務局のほうから、タイトルは「高次脳機能障害」、「失語症」はその現れ方の一つの典型として中にいれるということで文案を改定ということで再提案をいただきました。よろしいですかね。

パンフレットは僕らの手を離れて独り歩きますので、本当にそこら辺は注意しなくてはならないと思えます。

資料6についても専門家の意見、ヒアリングを受けたということですので、これでいければと思えます。

そうしましたら次に資料7、資料8ですね。

(委員)

今の資料5について、内容的なこととずれてしまいましたが、いいでしょうか。

資料5を読んだときに、パンフレットの中の吹き出しのところですが、手書きにするとその人の言葉という感じがすごく出ていいなあと思いました。今後そういういったところを変えていってもいいのかなと思いました。

(会長)

本物の手書きにすると、誰の手書きにするのかという問題も出てきますから、手書き風のフォントというのもありますよね。それを使うかどうかを検討していただきましょう。

(委員)

資料6の文章ですが、読めばなんとなくわかるのですが、補足説明していただければと思います。医療機器と医療ケア、医療機器や医療行為で的が入るのか入らないのかというところで。

なんとなくわかっていたような感じでしたが、ちょっと説明していただけるでしょうか。

(事務局)

一度事務局で案を作って先生に投げて、それからもう一度帰ってきたものになります。一度投げたものから説明させていただきますと、修正案を作るというときに、原文をベースでいくのか、ここで医療的ケアに関する法律ができたので法律ベースでいくのか、二通り考えました。まず原画を修正するときには普段は全くみんなと同じように日常生活できるのですがということで、そもそも医療的ケアが必要というところで、普段から全くみんなと同じように生活できていないだろうと、その問題が直すきっかけです。一方でこの子ども向けの教育として使うということもあるので、みんなと同じようにというところに、もしかすると最初に作ったときのこだわりがあるのではないかと推察したので、一案としては、「みんなと同じように日常生活をするために恒常的に医療機器や医療行為が必要な子どもたちを医療的ケア児といいます。」という形に一度直しました。もともと「日常的」だったのを「恒常的」に直した理由としては、「全く同じように生活」というのを「日常生活」に変えたので、「日常」がかぶると、というところから法律の文言を引っ張って「恒常的」に修正をいたしました。

二つ目の案としては法律をベースにしたものです。法律をベースに「日常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰の吸引、その他の医療行為を受けることが必要な子供たちを医療的ケア児といいます。」という形に直しました。ここで、教育委員会で教育長とお話したときに、喀痰の吸引という言葉は難しい言葉なんじゃないか、小学生にまだなじみがないのではないかというようなご意見をいただいたところです。そこで、この二つを投げて帰ってきたのが、先生からいただいた「生きるために日常的に人工呼吸器による呼吸管理などの医療機器や医療行為が必要な子どもたちを医療的ケア児といいます。」という形でいただいたこの三つ目の案を採用したというところです。

あと医療機器や医療行為のところですが、最初にご説明すればよかったので

すけれども、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、ここで医療的ケアについて定義がされております。「この法律において「医療的」ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。」

第2項として、「この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義されております。この「児童」というのをわかりやすく「子供たち」に改めたということと、「不可欠である」というところを「必要な」に改めています。それとこの医療機器や医療行為としたのは、医療的ケアの定義というのが、この「人工呼吸器とかを使ったというところに「医療機器や」と入れているのと、医療行為をいうというところから「医療行為」という言葉を使っております。

(会長)

ありがとうございます。百科事典のような説明になってしまってよくわからないというのが正直なところではありますが、一つには、整理の仕方としては、法律に合わせるということで整理をして、医療機器や医療行為については説明が必要なときに、説明を求められた人間が法律に基づいて説明をするということかというふうに思いました。例えば、医療機器と医療的ケアというのは両方が必要とは限らない。医療機器を人工呼吸器や酸素ボンベだとして、医療行為を痰の吸引だとすると、両方必要だとは限らないということで。厳密に多分、僕も専門じゃないですけど、医療行為だけになると、お医者さんでないとできないとか、研修を受けると施設職員もできることがあって、そこらへんは「医療的と」にかかわって、ここまでにしたらどうかというふうに思います。

法律ができて医療的ケアという言葉の理解が広まっていくというところに今差しかかっているのではないかと思います。

資料5、資料6のところについてはその他いかがでしょうか。

(委員)

資料6のほうは子ども向けパンフのことだと思いますが、資料5のところは一般向けのパンフレットの資料も入っているので、一般向けのほうには医療的ケア児という項目はなくて、「ここが大切！」の中に医療的ケアのことが書いてあるので、一般向けのことを直すときにはそこも併せて考えていただければということを追加でお願いします。

(事務局)

今回は、高次脳機能障害の資料のほうに大人用のものが入っていたのでまぎらわしかったかもしれませんが、あくまで子ども用のパンフレットを見直した

めということで資料を作っておりますので、大人用については別途考えさせていただきます。

(委員)

よろしく願いいたします。

5 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価について

続きまして、資料7 資料8をご覧ください。

令和3年3月1日に聖ヨハネ会の緑町聖ヨハネケアビレッジと緑町聖ヨハネ会短期入所が開設されました。こちらは、日中サービス支援型指定共同生活援助に該当し、資料8のような役割を地域で担うことが期待されています。

資料7の1をご覧ください。

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準の通り、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該事業状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

聖ヨハネ会の共同生活援助開設の経緯につきましては、資料7の2をご覧ください。

今後につきましては、11月の全体会にて、聖ヨハネ会から報告をいただき、自立支援協議会委員の皆様から要望、助言をしていただき、評価を行いたいと考えております。

資料7の3に、他市を参考に評価の視点をお示しさせていただきました。こちらを参考に、11月の全体会にて委員の皆様のご意見をいただければと思います。

(会長)

ここもなかなか難しい話ですね。新しいサービスがはじまりました、こんなことやっていると報告をして、評価をして、それを今日は頭出しのような話なので、11月の全体会にやるので皆さん考えといてくださいということだと思えます。よろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

日中サービス支援型共同生活援助という舌をかみそうなことをいきなり言われてもよくわからないだろうということで、現場でやられている副会長にもうちょっと柔らかい言葉で説明していただいてよろしいでしょうか。

(委員)

グループホームってよく耳にするとと思いますが、グループホームっていうのは、昼間に活動する場所があって、夜の生活を送るところを中心としていた事業所なのですね。ですから夜の生活を支えるサービスがグループホームですね。今まではですね、制度の作りとかこの制度が始まったきっかけっていうのは、一般企業とか作業所などに通っている比較的軽い方が多かったのですね。ところが、だんだんと世の流れといいますか、そういう方の中でも高齢化に伴う機能低下とかですね、先ほども少し話が出ましたが、少し落ち込んでしまってなかなかグループホームから出ることができないというような方も多く出てきたことからですね、それをグループホームという体系の中で支える仕組みを作ろうじゃないかということで、始まりました。今まではなかった。日中活動に行くことが当たり前だったものですから、グループホームって昼間職員がいないことが多いのです。そこをちゃんと行けない人のためにも少し支援をする、そういう日中サービス支援型という一つの形を取り入れて、総合的に地域の中でそういう方たちを支援してもいいのではないかというような作りになっています。そういう内容ですので、これができるときに、自立支援協議会に色々報告をしたり、最初、作りますよ、許可してもらえますかっていうようなことも含めてですね、一応この協議会というのは大きな役割を担ってまして、その運営の内容について定期的にいろいろ評価というとあれなんですけど、報告を受けたりする機会をもってサービスの公平性とかそういうところを見ましようというのが主旨でございます。

(委員)

グループホームは通過型と滞在型ってありますが、これはどちらですか。あるいは別な長期滞在型になるのか。重度高齢者の障害者の地域移行の受け皿ということで、こういう方っていうのは社会参加もなかなか難しいと思うのですけれども。この辺のグループホームの方と、今度の日中支援型のグループホームの違いについて補足説明をお願いします。

(委員)

通過型というのは結構多くあるのは精神の方のグループホームっていうので地域移行をさらにすすめるというワンステップという形が通過型というふうになっています。今までのグループホームっていうのは終の棲家に近い形でした。ところが、そこも含めまして、この日中サービス支援型というのは緊急的な対応をしますよとか、地域移行に関してもちょっと受け皿というかそういう支援をしますよと、どちらかという地域生活支援拠点の役割を担うような一つの物件でもあります。滞在型とか通過型というよりかは、それも少し網羅したというか、そういうような形とっていただければと思います。

(会長)

この辺りを理解いただいていることが11月の報告と評価というところに重要になろうかと思っています。基本的に地域で暮らす場としてのグループホームの機能を持ちながら、昼間、行ってらっしゃいだけだと難しい方たちに対して職員を1人きちんと置いて応援をしますということですね。こういう新しいことを始めたが、どうですかって評価をしてもらう。そのときに資料7にありますように、いわゆるその成績表をつけるような形ではなくって、評価の視点ということで、運営体制、実践内容、社会参加がどうなっているかということをお自由記述というか定番になります。語っていただいて、こちらとしてそれを出していくということ考えていくという形で如何でしょうか。基本的に、初めてのことでどうしているのか聞かないとわからないのが正直なところですね。ぜひ、聖ヨハネ会さんのほうで分かりやすい言葉で、具体的に説明してくださいと、重々お願いしておいていただきたいと思います。

(委員)

資料7の2の(2)のところ、令和3年3月1日に開設された。開設されてしばらく経つわけですが、どの程度の方が入られて、どのような状態か、今度全体会に来てもらってお話してもらったほうがいいのかもしれないかもしれませんが、わかっている範囲で報告いただければと思います。

(会長)

きちっとしたデータに基づいて説明していただいたほうがいいと思いますので、これは11月の時に、事務局のほうと相談していただいて、例えば事前に報告いただく内容を見ることができるようになると、当日言われるよりも分かりやすいと思います。今そうしてくださいという要望というよりも、ヨハネ

会さんのご都合もあると思うので事務局とお話していただいて、より良い形でやっていただけたらと思います。

(委員)

私たちも初めてやり始めたことなので、どのような形で報告していけばいいのか考えているところです。3月から始まって、ばたばたと半年過ぎていった感じですか。どういう人たちが入って、こんな生活をしていますよというようなことをお伝えできればと思っています。また相談しながら決められればと思います。

(会長)

自立支援協議会ってともすると、福祉のよく知っている人の集まりみたいなものですが、開かれた協議会にしていくという意味では、できるだけわかりやすい言葉でやっていくというのが重要だと思っています。では、11月に向けてということでよろしくをお願いします。

6 その他

(1) 防災について

(会長)

続きまして、その他ということで防災について、お願いします。

(委員)

自立支援協議会でこういう『障害者（児）・家族防災のパンフレット』というのを以前作りまして、その後なかなか議題が多くて活発な活動ができなかったのですが、小金井市手をつなぐ親の会では、やはりこれを機会に防災のことを、なかなか進まないのですが、話し合いは続けております。コロナのことがあってから、避難所に行くとい前言った方が行かないという率が大変増えたということで、皆さんにアンケートを行うと、やはりニーズが変わってきたというか、どんな支援が必要ですかというようなことに対する答えが変わってきてまして、自宅で踏ん張るんだという方が増えたので、親の会としても安否確認とか方向を考え直そうということで、かなり時間がかかっていますが、安否確認の名簿作りをどうしようですか、皆さん避難所に行けばなんとかなるという考えがあったのが、そうではないと考えが変わってきたので、自分は安全で家にいるのだということはどうやって外にアピールするのか、やはりこのパンフレットのことと最近災害の規模が大きくなっていることもあって、障害児（者）をかかえる家族としては、かなり気持ちが変わってきたというこ

ろです。避難所に行かないのだったら玄関のところに「自宅で無事にいます。声をかけてください。」みたいな札を玄関に出せるようにできないか、とりわけ字が少なくて見やすい札はどんなものがあるのかというのを、今、話し合っております。どんなものがあるかまだ意見がまとまらないところです。

安否確認ということで、誰かが来るのを待っているよりは、外からちらっと見ても見えるような目立つ色とか、そういうことで自分からアピールする方法も考えようというふうになっています。アンケートを行って、一番親御さんから多かったのは、1人で通所している人が1人でいるときの安全の確保と親御さんとめぐり会うにはどうしたらいいか、そういう心配がものすごく意見が多かったです。これは、普段通っている通り道の商店会にご協力いただかなければいけないのかなという、自分から災害が起きたときに判断するというのが難しい人たちなので、困ったことがあったらここに飛び込んでねということをご本人におしえるためには、町ぐるみで仲良くしていただかなければならないのかなということで、それもどういったアピールの仕方があるのかということをお話し合っているところです。一人一人が通所する時の通り道で、顔見知りになったお店の方とお話をするようにするとか、いつもそこで何かおやつを一つ買って帰る習慣をつけるとか、顔見知りになる努力をした方がいいのではないかなというお話が出ています。これは、お店の方にも協力していただかないとできないので、よく考えて取り組まなければいけないと思っています。

それから避難所運営協議会にも関わっていきなさいという気持ちがありまして、避難所運営協議会が今どういう状態なのかということをお話をして、自立生活支援課のほうに地域安全課から異動してきた方がおられまして詳しくお話を伺うことができたのですが、コロナの影響もあって会議が思うように進まなくて、健常者の方の行動マニュアルもまだできていないところが多いということで、そこに私どもが伺ってもお話を聞いていただくだけになってしまうということで、まず、健常者の行動マニュアルができたころ、関わっていくといいのではないかなということをご意見をいただきまして、私も頃合いを見てうちの地域の協議会に参加させていただくようにしたいなと思っています。避難所のほうには防災マニュアルを、ぜひお配りいただきたいということをお話をして市にお願いして配っていただきましたというお話を伺いました。

それから防災パンフレットを作ったときに知らなかったもので載せそびれたことがありまして、公衆電話について、災害が起きた時にNTTが無料化措置をするという場合があるということをお話ししました。無料化措置をしたときは、アナログ公衆電話はそれでかけられるし、デジタル公衆電話の場合は、カードやコインを入れますが、通話が終わって受話器を戻したときにお金が戻ってくる、カードか

らお金がひかれないうことがある。これを私は知らなかつたので親の会の会員の方にはお知らせをして、災害時のための荷物の中にはテレフォンカードを入れましようといふことにしてあります。クリスマス会が昨年できなかつたので、代わりにテレフォンカードをみなさんにお配りしました。今、親の会ではこんなよな活動をしていて、パンフレットを作つて良かつたと思つています。皆さんも是非生かしてください。以上報告になります。

(会長)

貴重な報告と情報共有といふことでありがとうございました。防災の問題は貴重な地域づくりの問題ですが、社会福祉協議会の委員の方いかがですか。

(委員)

地域作りですが、今、コロナの影響で人と会うこともできない状況になってあります。地域作りといふと簡単そうに見えますが、実際にやるとなると大変なことです。できるだけ身近なところにひとりでも多く知つている方を作つてもらふことですが、そういったことをどうやってやっていけばよいかを我々も考へていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

次第3 報告事項

1 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の改正について

(事務局)

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しの改正についてです。

差別解消条例見直しワーキンググループのメンバーにご協力いただき、6月から8月までの3回のワーキングを経て、条例見直し案を作成しました。

条例見直し案の資料といふところで、資料9と資料10です。資料9は、改正案、資料10は、改正案の新旧対照表です。また、参考資料1は、第3回ワーキンググループ議事録、参考資料2は、障害者差別解消条例の改正に係る委員からの意見についてです。参考資料は、情報共有のために配布させていただきました。

参加いただいたワーキングメンバーの皆様から、コメントいただけるようであれば、お願ひできたらと思ひますが、いかがでしょうか。

(会長)

まず今後のスケジュールいただいてよろしいですか。

(事務局)

市民向けの周知といたしましてはパブリックコメントの前に、市民説明会を2回実施いたします。9月22日水曜日と9月25日土曜日に開催を予定しております。その実施する旨については、市報9月15日号に掲載いたします。早い地域では9月10日から配布されることとなります。その後パブリックコメントですが、10月1日から11月1日までの1ヶ月間ということで実施をする予定となっております。

(会長)

ということですので、今日ここで時間をとるということではなく、市民説明会、パブリックコメントということで委員の皆さんにも意見を寄せていただくということになります。

検討会は3回ということですね、3回で終わるのかと思いましたが。一応ポイントはですね、3年後に見直すという条文を入れたということで、今回やれるとこまでやったということで、このあと市民の皆さんからご意見をいただくということになります。では、ワーキンググループメンバーの委員の方から一言ずついただくということで。

(委員)

3回で終わるのかと思っていましたが、加瀬先生には進行していただき、まとめていただいて感謝です。取りこぼしはたくさんあると思います。もうちょっと議論が必要だった部分はあると思うのですが、今できることを努力してポイントを絞って出させていただきました。やはり優先順位を付けていくことが大切だと思いました。後は3年後、次の見直しが大事だなと思います。

(委員)

ここでやらなければいけないところにポイントを絞ってやらせていただいたというところですかね。高次脳機能障害をひとつちゃんと加えるとか、教育委員会との関わりのところも正確に表現をしていこうというところでやらせていただきました。まだまだ積み残しが、さらに増えたのではという印象なので、今後これを進めていく中では、次の改正に向けては、もうちょっと事前に取り組まない大変かなと、まあ、きっと事務局が一番大変だったのではないかと思います。もし次も関わる事があればそういったところで一緒にやっていければと思います。

(委員)

当事者としてっていう気持ちを言いたいこともいっぱいあってどう伝えていったらいいのかというところと、法律的なところがたくさんあって、何をしたらよいかわからなくなって、すごく難しかったです。すごく難しかったけれどもすごく貴重な経験をさせていただいて、気持ちだけでは上手くいかない部分の難しさを経験しました。この短い間でこういうことをやるということで、すごく大変な作業をみなさんでしてきたかなという感想です。

(委員)

みなさん大変だったという話をされていましたが、その際に専門家である弁護士の幡野委員から話を聞いて、みんなでまた考えてくれたのがすごく良かったです。

私としては、定義の中で障害者手帳等の有無にかかわらずというのが入ったというのがすごくよかったことと、そうなるに関わっている我々はこれから色々な配慮をしていかなければいけないと身が引きしまる思いもした協議でした。

(会長)

みなさんにお力添えをいただいて感謝しています。弁護士の幡野先生がいらしたのは本当に大きくて、法的な観点から常に上手に軌道修正していただいた。この場にいらっしやらないですが、感謝の思いでいっぱいです。

はい、それでは次に次期小金井市保健福祉総合計画についてですね。

2 次期小金井市保健福祉総合計画策定のアンケート調査について

(事務局)

資料11をご覧ください。保健福祉総合計画等になります。

小金井市保健福祉総合計画は、「小金井しあわせプラン」(基本構想・基本計画)に基づく計画であり、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の4計画を1冊にまとめ、市が目指すべき保健福祉のあり方を示す計画書です。この保健福祉総合計画に障害者計画、障害福祉計画が含まれる形となっております。

昨年度、委員の皆様にご協力をいただいて策定した障害福祉計画は、障害者計画の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的位置付けも有するものですが、障害者計画は、障害者施策の基本的な事項や理念を定めるものになります。

現行の平成30年度から令和5年度の6年間を計画期間とする第2期保健福祉総合計画は、その策定にあたり、平成28年度に事前アンケートを行いました。平成29年3月付けで、小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書も冊子化されています。

これにならい、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期保健福祉総合計画策定にあたり、令和4年度に事前アンケートを行う予定です。

詳しいアンケート内容の精査は、令和4年度に入ってから行います。なお、前回のアンケートの内容については、ホームページに掲載していますので、そちらを参照してください。

(会長)

障害福祉計画は数値的な見込みで出していきますが、障害者計画は理念から含めて小金井市がどうしていくかということになります。いよいよ来年から動くということになります。よろしくお祈りします。

用意しました報告事項は以上ですけれども、その他どなたかございますか。

(事務局)

資料について補足させていただきます。

資料9と資料10、右肩に取り扱い注意と書いてあります。この理由ですが、パブリックコメントをかける前の案として総務課の方で文書審査中のものになりますので、今後変わる可能性もあるということで、これそのものがパブリックコメントに出るわけではないということをご了解いただきたいと思います。

(事務局)

みなさんに本日、机上配布させていただいたチラシについてです。10月9日土曜日1時半から、オンラインで高次脳機能障害についての講演会を予定しております。講師は、リハビリテーション医学のパイオニアであり、現在、高次脳機能障害者小金井友の会いちごえ会の顧問をされている上田敏先生です。できるだけ多くの市民の皆様に高次脳機能障害について知っていただきたいと思っております。ご参加をお待ちしておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

業界的には大変な大御所という方です。国際生活機能分類を作る際の日本の代表の方です。

その他、どなたかございますか。

<意見なし>

(会長)

そうでしたら、報告事項、協議事項は以上で終わりたいと思います。次回の開催日についてお願いします。

次第4 次回の開催日程について

(事務局)

今回は専門部会、10月13日水曜日午後5時から、萌え木ホールA会議室、第2庁舎801会議室、本町暫定第3会議室を予約しています。社会参加・就労支援部会の会場につきましては、第2庁舎602会議室を予定していましたが選挙の関係で使用できなくなり、本町暫定第3会議室に変更となりましたので、ご注意ください。

部会内でお話の結果、都合が悪い場合や開催を見送る場合などがあれば、事務局まで事前にご連絡ください。

(会長)

次回の開催日程も伝えていただきました。

ではこれで、終了したいと思います。皆さんどうもありがとうございました。